

福岡市情報公開審査会部会（第2部会）議事録

1 日 時 令和元年10月23日（水）10:00～11:35

2 場 所 福岡市役所15階 1503会議室

3 出席者

(1) 委員

田邊 宜克（部会長）

大脇 成昭

北坂 尚洋

山下 亜紀子

(2) 事務局

情報公開係長 坂崎 久美子

4 会議経過

開 会

議 事

(1) 平成30年度情報公開制度運用状況報告【公開】

(2) 令和元年度諮問第4号及び第5号に係る審議【非公開】

(4) その他【非公開】

閉 会

5 議事結果

(1) 平成30年度情報公開制度運用状況報告

平成30年度の運用状況について報告した。

(2) 令和元年度諮問第4号及び第5号に係る審議

新件紹介を行った。

(3) その他

3件の存否応答拒否報告及び次回の部会日程の確認を行った。

6 議事内容

(1) 平成30年度情報公開制度運用状況の報告

部会長 これより福岡市情報公開審査会（第2部会）を開会する。本日は、平成30年度情報公開制度運用状況の報告を「公開」で行ったのち、会議を「非公開」とし、令和元年度諮問第4及び第5号についての新件紹介を行う。

まず、情報公開制度の運用状況についての報告だが、その前に傍聴希望者の確認を行う。

<傍聴希望者なし>

部会長 では、事務局から、平成30年度情報公開制度の運用状況について報告をお願いします。

<事務局から資料に添って運用状況を報告>

部会長 今の報告について、何か質問等ないか。

委員 表1の期間延長の53件は、処理を平成31年度に持ち越したということか。

事務局 単に請求があったもののうち決定期限を20日間延長した件数である。

委員 延長後にした公開や非公開の内容は、左の（30年度の）処理状況に含まれているということか。

事務局 そうである。

委員 13P、出資法人の協定は義務ではないのか。努力規定か。

事務局 条例第39条で「努める」とされている。努力義務である。

委員 一般の社会福祉法人が協定締結の対象になっているのは意外な感じがするが、実際のところ、この制度（協定）に基づいて公開請求がされることは多いのか。

事務局 社会福祉法人の文書でも、公開請求の対象となるものをもともと市が保有している場合が多い。

委員 特定社会福祉法人のこの文書といった公開請求はないということか。

事務局 そうである。

部会長 協定を結んでいなくても、文書を求めることはできるのか。

事務局 条例第39条3項において、公開請求があった場合、当該文書の提

出を求めることができるとされている。

部会長 その他よろしいか。特段なければ、運用状況報告はこれで終了させて頂く。

(2) 令和元年度諮問第4号及び第5号に係る審議（非公開）

(3) その他（非公開）

議事終了

閉 会